



企業経営における個人情報の保護について（最終回） 企業における個人情報保護法への対策（下）

佐藤典文 司法書士
text by Sato Norifumi

今回は個人情報保護法(以下「本法」)の特徴と注意点を確認した上で、本法への対策の手順について概括的に検討してみました。そこで今回は、いくつかの新たに必要となる対応をテーマとして取り上げ、より具体的に企業における本法への対策について検討していきたいと思えます。

プライバシーポリシーに盛り込む項目

前回説明したように、プライバシーポリシーとは、企業の個人情報保護に関する考え方や基本方針に関する宣言のことです。この宣言には下記項目を盛り込む必要があると考えられます。

- ・どのような目的で個人情報を集めるのか
- ・どのような個人情報を集めるのか
- ・どのような手段で個人情報を集めるのか
- ・個人情報をどう利用するのか
- ・集めた個人情報をどのように管理し危機から守るのか
- ・個人情報をどう廃棄するのか
- ・個人情報の訂正および削除の方法
- ・個人情報の第三者への提供および業務委託の有無

保有個人データに関し公表する事項

本法の施行により、個人情報取扱事業者である企業は保有個人データに関する下記の事項を本人の知り得る状態に置かなければならなくなりますので、まずその対応が必要となります(本法第24条1項)。

- ・自社の氏名または名称
- ・全ての保有個人データの利用目的
- ・保有個人データの本人への通知・開示に係る手続きおよび手数料の額
- ・保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先
- ・認定個人情報保護団体に加盟している場合の当該団体の名称および苦情の解決の申出先

この場合の本人の知り得る状態に置くと、自社のホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答すること等とされています。

また、本法の施行以前から保有している個人データについては、個人情報の取得行為が本法の適用前であるため、取得に際しての利用目的の通知等(本法第18条)をあらかじめ行う必要はありませんが、上記公表の対象の保有個人データには含まれますので注意が必要です。

利用目的の定め方

本法の施行により、個人情報取扱事業者である企業は個人情報の利用目的をできる限り特定し、それを公表・通知しなければなりません。下記に適切または不適切と思われる両者の記載例を挙げておきます。

適切と思われる記載例

- ・お買い求めいただいた商品の発送と新商品のお知らせに利用します。
- ・メールマガジンの配信に利用します。
- ・各種キャンペーンに関するご連絡に利用します。

- ・寝具商品の発送、関連するアフターサービスの情報提供に利用します。

不適切と思われる記載例

- ・当社の事業活動における情報提供に利用します。
- ・お客様へのサービス向上のために利用します。
- ・当社のマーケティング活動に用いるため利用します。

また、個人情報を本人の同意なしに第三者へ提供することは原則できません。そこで、第三者への提供が想定される場合は、下記のように事前に利用目的に記載しておく必要があります。

- ・ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は名簿として販売することがあります。
- ・弊社および子会社であるA社からの新商品のお知らせに利用します。

業務フローの見直しと社内規定の策定の注意点

個人データの取り扱いの流れに従い、それぞれの業務におけるいくつかの注意点を挙げると下記の通りです。

取得・入力業務

- ・利用目的の通知方法の確認
- ・個人データを入力できるパソコンの限定
- ・作業担当者の特定制とアクセスの記録・保管

移送・送信業務

- ・移送・送信時の個人データの暗号化
- ・移送時の宛先確認および受領確認
- ・郵送するなら配達記録郵便などを利用

利用・加工業務

- ・利用・加工できるパソコンの限定
- ・複写や印刷などが記録できる仕組み
- ・机の上に媒体や書類を放置することの禁止
- ・ノートパソコンなどに個人データを入れる場合の暗号化

保管・バックアップ業務

- ・保管・バックアップする個人データの暗号化
- ・バックアップした個人データを復元する手順とテスト
- ・保管場所の施設状況のチェック

消去・廃棄業務

- ・機器をリース会社へ返却する前のデータの完全消去
- ・記録媒体のシュレッダーなどによる物理的な破壊

委託先の監督

個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合は、個人情報取扱事業者である委託側が必要かつ適切に管理しなければならぬとされています(本法第22条)。そこで委託契約書には下記のような項目を記載する必要があります。

- ・個人データの委託契約の範囲外の利用の禁止
- ・個人データに関する複写・複製の禁止と秘密保持
- ・個人データの安全管理措置
- ・個人データの再委託に関する事項と再委託時の報告
- ・業務終了時の個人データの返却と消去に関する事項
- ・委託先の個人情報保護責任者の明確化
- ・事故発生時の連絡体制と責任分担に関する事項
- ・委託先への状況報告と委託先からの監査の受忍

事故発生時の対策

事故発生に関する通報は、個人情報を

資料 プライバシーポリシーの記載例

株式会社 個人情報保護基本方針

当社(株式会社)で業務上取り扱う個人情報については、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、実践していきます。

このコンプライアンス・プログラムについては年1回以上の監査と見直しを行い、継続的改善に努めます。また、定期的な監査以外にも、不備を見つけた場合には迅速に対応します。

1.体制

当社取締役2名をそれぞれ個人情報保護管理者責任者と個人情報保護監査責任者に任命します。

各部門の責任者を個人情報保護管理者とし、各業務において担当者を設置して個人情報保護を実践していきます。

個人情報に関する教育責任者と苦情処理責任者を任命し、それぞれ社内の教育・訓練と苦情処理対応を行います。

従業員(派遣社員、出向社員、アルバイトも含む)は個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを遵守し、不具合や事故があった場合は速やかに報告させます。

2.同意の内容について

個人情報につき同意を求める際には、以下の項目について通知します。

- ・収集の目的。
- ・業務委託を行うか否かと、行う場合の主旨。
- ・第三者へ提供を行うか否かと、行う場合の主旨と提供先。
- ・個人情報の取り扱いなどの問い合わせ先。
- ・個人情報の開示、訂正、削除に関する事項。その際の本人確認方法と対応の目安。

3.個人情報の取得(収集)について

本人から個人情報を直接取得(収集)する際には、個人情報の取り扱いについて、事前に利用目的などを告知し、同意を得た場合のみ取得(収集)します。

個人情報に関する業務委託を受ける際には、委託契約の範囲内で利用いたします。

第三者から提供を受ける際には、利用目的とともに本人からの同意が取られているかを確認し、同意が取れていない場合には本人から同意を得ます。

公開されている個人情報を取得する際には、利用目的を特定し、その範囲内で利用します。

4.保管・利用について

利用目的に限定した取り扱いをします。利用目的を変更する場合には、本人からの同意を得ます。

業務に応じて個人情報を取り扱う者を限定し、不必要に個人情報が利用できることのないような仕組みを確立します。

個人情報の輸送や破壊等を含め、各業務において個人情報の利用目的とリスクに応じた措置を講じます。

5.業務の委託について

各個別方針や事前の通知でことわりがない限り、個人情報の業務委託は行いません。業務委託を行う場合には、事前に本人からの同意を得ます。委託に際し、委託先名を公表しない場合には、当社の責任で委託先管理を行います。

6.第三者への提供について

各個別方針や事前の通知でことわりがない限り、第三者への個人情報の提供は行いません。第三者へ提供する場合には、取得時または提供前に、本人から同意を得ます。

7.個人情報の開示、訂正、削除について

各個別方針や事前の通知でことわりがない限り、本人からの個人情報に関する開示、訂正、削除の要求については迅速に対応いたします。対応方法や対応に要する時間の目安については、各個別方針または事前の通知で示します。

株式会社 代表取締役社長

著者作成

流出された本人から、個人情報が入った鞆を紛失してしまったという社員から、個人情報が出回っているとの第三者からといういろいろなところから入ります。まずは担当部署や個人情報保護責任者に連絡、経営者に情報が伝わるようにし、その指示のもと新たな事故の発生の防止策をとります。自社のインターネットのホームページに個人情報が表示されている場合はすぐに削除し、不正アクセスがある場合はシステムへのアクセスを切断します。そして情報を収集し、原因を究明して、その内容と対応策を公表します。まずは情報を公開することにより事故の被害者の不安を沈静化させることに努めるべきでしょう。また、被害者と想定される個人には謝罪と苦情窓口の電話番号・メールアドレスおよび対応する開設日や時間を通知します。被害者からの損害賠償等の請求に対しては、弁護士等の専門家に相談しながら対応することになるでしょう。

個人情報の事故発生時における企業の対策の優劣がその企業の命運を左右する

ことも想定されます。そこで本法への対策も含めて企業の危機管理への対策を事前によく検討しておくことが重要です。

これまで8回にわたり企業経営における個人情報の保護について検討してきました。この4月1日に全面的に施行される個人情報保護法の内容をよく理解し、個人情報の保護と活用について万全の体制をつくること、今後の企業活動にとって重要不可欠の要請となっています。本シリーズがそのための一助となれば幸いです。長い間のご講読ありがとうございました。(了)

1957年生まれ。1981年3月東京都立大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県横浜須賀本市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルティングを行う。

